

1. 審査方法

(1) 審査方式

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であり、また、事業者ごとに業務形態が異なり価格競争入札のみで決定することが適さないため、受託者の選定にあたっては公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案内容及び参考見積価格を総合的に評価する。

(2) 審査委員会の設置

発注者は企画提案書等の審査を実施するため、「審査委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。委員会の委員は天童市職員から4名を選任するものとする。

2. 審査内容

(1) プロポーザル参加資格の確認

ア. 必要書類の確認

発注者は、参加者から提出された参加資格確認書類について、「実施要領」にて定めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とするが、軽微な書類不備の場合はこの限りではない。

イ. 参加資格の確認

発注者は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が「実施要領」に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。この参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 企画提案審査

ア. 必要書類の確認

発注者は参加者から提出された企画提案書について、「実施要領」にて定めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とするが、軽微な書類不備の場合はこの限りではない。なお、参加者が多数あるなど、発注者及び委員会が必要と判断した場合は、発注者において「3. 総合評価点の算出方法」に基づき事前審査を実施したうえで委員会に諮ることにより、委員会での審査対象を限定することがある。

イ. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

発注者及び委員会は、必要書類が確認できた参加者を対象として、必要に応じて提案内容の確認のために、参加者にプレゼンテーションを求め、ヒアリン

グを実施することがある。なお、ヒアリングを実施する場合において、参加者が多数あるなど発注者において事前審査を実施した場合には、委員会での審査対象者のみにプレゼンテーションを求めヒアリングを実施する。

ウ．提案内容の審査

委員会は、企画提案書のうち技術的提案などの非価格要素のないようにについて審査し、「３．総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点の算出）を行う。

また、発注者は、参考見積価格について「３．総合評価点の算出方法」に基づき得点化（価格評価点の算出）を行う。

エ．総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。総合評価点が６０点未満の場合は不合格とする。

オ．優秀提案者の選定

発注者及び委員会は、総合評価点によって参加者の評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優秀提案者として選定する。優秀提案者が２者以上あるときは、参考見積価格が低い提案を行った者を優秀提案者として選定する。この場合において、参考見積価格が同額である時は、委員会に諮って優秀提案者を選定する。

（３）受託者の決定

発注者は、優秀提案者に対し見積を依頼するとともに契約交渉を行い、受託者を決定する。発注者は、優秀提案者と契約締結に至らなかったときは、委員会の選定結果の上位者から順に契約交渉を行うものとする。

３．総合評価点の算出方法

（１）配点方針

企画提案書で求める内容の評価について、非価格要素に関する企画評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ８０点及び２０点を満点として、企画評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

総合評価点　＝　企画評価点（８０点満点）　＋　価格評価点（２０点満点）

（２）企画提案書の審査項目等

企画評価点及び価格評価点の算出にあたって、企画提案書の審査項目、内容及び配点は次表のとおりとする。

企画提案書の審査項目、内容及び配点（技術：価格＝８０：２０）

区分	審査項目	内 容	配点
企画 評価 点	企画提案概要	・ 効率的かつ確実な実施方法が具体的に述べられているか	１０
	類似業務の実績	・ 同種または類似業務に実績があるか	１０
	検針業務に対する理解	・ 水道自動検針業務に関する基本的な考え方が明確に述べられているか ・ 検針業務に関する知識が十分か	１０
	無線通信端末	・ 天童市の環境において使用可能か ・ 長期利用を想定しているか	１０
	自動検針システム	・ 利便性が高いか ・ システム利用者を考慮した利便性を有しているか	１０
	個人情報の保護	・ 個人情報保護について適切な対策が取られているか	１０
	将来の拡張性	・ 高齢者見守りなどに応用できるか	１０
	アフターフォロー提案	・ 長期的かつ安定的にサポートが可能か	１０
価格 評価点	参考見積価格	・ 予定価格を超過していないか ・ 提案金額が妥当であるか	２０

（３）評価点の算出方法

企画評価点（８項目）についてはそれぞれ１０点満点（２・４・６・８・１０点）により採点する。

価格評価点については、以下により得点化する。

ア 参考見積価格に記載された価格が、契約上限価格を超えた場合の価格評価点は０点とする。

イ 上記ア以外の参加者の得点は、価格の妥当性により４～２０点の間の得点を付与する。（４・８・１２・１６・２０点）